

沖縄県公共事業等景観形成指針

〔平成7年8月16日〕
〔制 定〕

第1 基本的事項

公共事業等は、県土の優れた景観を形成する上で先導的役割を果たすものと考えられる。このため、公共事業等の実施に当たっては、次のことを基本的事項とし、沖縄の優れた海岸線、島しょ環境を生かした景観形成を目指すものとする。

- 1 安全性や機能性を確保しつつ、自然環境、生活環境との調和に配慮した景観の創造に努めること。
- 2 優れた自然環境や歴史的遺跡などの保全を図りつつ、新たな景観の創造に努めること。
- 3 地域の特性を生かし、将来、地域の人々から親しまれ活用され、地域の誇りとなる景観の創造に努めること。
- 4 高齢者、障害者等にも配慮した、潤いと安らぎを感じさせる景観の創造に努めること。
- 5 事業計画の策定に当たっては、関係事業や関係公共団体等との連携を図るなど整合性のとれた景観の創造に努めること。

第2 共通指針

公共事業等の実施に当たっての共通の指針は、次のとおりとする。

1 法面^{のり}

- (1) 周囲の地形に応じた構造及び形態とし、周辺景観との調和に努めること。
- (2) 周辺の植生と調和した緑化に努めること。

2 擁壁

- (1) 構造、形態、意匠及び素材については、周辺景観との調和に努めること。
- (2) 必要に応じて周囲の緑化に努めること。

3 防護欄^{さく}

- (1) できるだけ視野の確保に努め、構造、形態、色彩等への配慮により、周辺景観との調和に努めること。
- (2) 安全性及び維持管理に支障のない範囲内で周囲の緑化に努めること。

4 舗装

素材については、地域の特性や施設の用途に配慮するとともに、意匠及び色彩が周辺景観と調和するよう努めること。

5 標識・サイン

- (1) 形態、意匠、色彩、素材等については、周辺景観との調和に努めること。
- (2) できるだけ整理統合し、煩雑にならないよう努めること。

6 照明施設

- (1) 地域の特性及び周辺景観と調和した形態、意匠、色彩、素材等とするよう努めること。
- (2) 過剰な光量とならないよう努めること。

7 緑の保全と緑化

- (1) 良好な景観を形成している既存の樹木等は、できるだけ保存し、修景に生かすよう努めること。
- (2) できるだけ緑地を設置し、植栽に当たっては、地域の特性に配慮するとともに、自然の植生、周辺の樹木等との調和に努めること。

8 占用行為

公共用地における工作物の占用行為については、配置の適正化を図り、周辺景観との調和に配慮するよう指導に努めること。

9 維持管理

- (1) 各施設が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行うとともに、補修及び修繕に当たっては、周辺景観との調和に努めること。
- (2) 維持管理の容易な構造、形態等にするよう努めること。

第3 施設別指針

1 道路

道路は、最も基本的な社会基盤として県内隅々まで行き渡っており、沿道には自然やまち並みなど変化に富んだ景観が広がり、県土の景観形成の重要な骨格をなしている。

その整備に当たっては、沿道地域の特性を生かしながら、できるだけ全体のバランスや連続性に配慮した道路景観の創出に努めること。

(1) 路線の選定

環境の保全、土地利用等との整合を図りながら、地域の優れた景観資源を積極的に活用するなど、良好な道路景観の創出に努めること。

(2) 高架橋・歩道橋

周辺景観との調和に配慮した構造、形態、意匠、色彩等とするように努め、橋台・橋脚部分は植栽等による修景に努めること。

(3) 交差点

交差点における各種施設についてはできるだけ整理統合し、煩雑にならないよう努めるとともに、周辺景観との調和に努めること。

(4) トンネル

トンネルの出入口については、周辺景観との調和を考慮した構造、形態の選定に努め、坑門形式や壁面処理の意匠、素材等を工夫し、緑化に努めること。

(5) 歩道・自転車道

路面については、歩行や走行の安全性を確保しながら、素材、色彩等の工夫により周辺景観との調和に努めること。また、緑化や広場の設置等により利用者が快適に歩行、

休憩できるように配慮すること。

(6) 道路緑化

ア 都市部の道路にあっては、できるだけ連続した植樹帯や植樹ますを設け、その他の地域の道路や農道等にあっても沿道の緑を有効に活用しながら道路敷地の緑化を図るなど、美しい沿道景観の形成に努めること。

イ 中央分離帯や交通島についてもできるだけ緑化に努め、ポイントとなる地点や余地はポケットパークとして修景緑化し、憩いの空間を創造するように努めること。

ウ 植栽に当たっては、交通の安全に支障のない範囲で樹木の配置、地域の特性に応じた樹種や樹高を工夫し、周辺景観との調和に努めること。

(7) 道路附属物

形態、意匠、素材、色彩等については、周辺景観との調和に努めること。

2 橋梁^{りょう}

橋梁^{りょう}は、それ自体が優れた景観資源となり得るものであり、周辺景観の眺望点としても重要な役割を持つものである。橋梁^{りょう}の整備に当たっては、こうした特性を生かし、自然環境や地域の特性との調和に努めること。

(1) 橋梁^{りょう}本体

構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性や周辺景観との調和に配慮し、造形的な美しさの創出に努めること。

(2) 高欄、照明施設

形態、意匠、素材、色彩等については、橋梁^{りょう}本体との調和を図り、まとまりのある橋上空間の創出に努めること。

(3) 橋詰め

できるだけ歩行者空間にゆとりを持たせ、滞留や眺望を楽しむことができるように努めること。

3 河川・水路

河川は、古くから地域住民の生活と深い関わりを持ち、動植物の生息の場としても重要であり、流域の風土特性に応じた優れた景観を提供するものである。

その整備に当たっては、自然の生態系や周辺景観に配慮するとともに、快適な水辺空間の創出に努めること。

(1) 護岸

治水上支障のない範囲で、自然環境を考慮した親水性護岸や自然石の利用等に努めるとともに、周辺景観との調和に努めること。

(2) 堤防、高水敷

堤防^{のり}の法面や高水敷は、できるだけ緑化や親水性の確保に努めること。

(3) その他の工作物

構造、形態、素材等の工夫や緑化により、地域の特性、自然の生態系に配慮し、周辺景観との調和に努めること。

4 ダム・貯水池

ダム・貯水池は、治山、砂防、治水等重要な役割を果たしているが、大規模な構造物であることから環境に与える影響が大きい。そのため、施設の設置に当たっては自然環境の変化と景観に特に配慮する必要がある。

(1) ダム・貯水池の本体

安全性や機能に支障のない範囲で、周辺の自然景観との調和や構造的な特徴を生かした意匠となるよう努めること。

(2) ダム湖の周辺

地域の特性や周辺景観との調和に配慮した緑化に努め、必要に応じ憩いの場等としての整備に努めること。

5 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊防止施設は住民の生命や財産を守る重要な施設であるが、周辺景観に与える影響が大きく、その整備に当たってはできるだけ景観への影響を緩和する必要がある。構造、形態、素材等の工夫により周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、できるだけ緑化工法の併用に努めること。

6 港湾・漁港

港湾・漁港は、海上交通や流通、漁業基地等地域の玄関として、又は地域産業の拠点としての役割を担っている。

港湾・漁港の整備に当たっては、地域の自然環境や歴史、文化などの特性に配慮し、周辺景観と調和を図りながら進める必要がある。

(1) 防波堤、岸壁、護岸等

構造、形態、意匠、素材等を工夫することにより、地域の特性を生かし、周辺景観との調和に配慮するとともに、できるだけ親水空間を創出するよう努めること。

(2) 建築物・工作物

待合所等の建築物、工作物の形態、意匠、素材、色彩等については、周辺景観と調和するよう努めること。

(3) 緑化等

港湾及び漁港の区域内においては、緑化等による環境整備を進め、潤いのある空間を創出するよう努めること。

7 空港

空港は、地域の玄関口を印象づける重要な空間となっている。空港の整備に当たっては、地域の自然環境を考慮し、人々が集う親しみのある快適な空間を創出する必要がある。

(1) 建築物・工作物

ターミナルビル等の建築物やその他の工作物の形態、意匠、素材、色彩等は、地域の個性を生かし、周辺景観と調和するよう努めること。

(2) 緑化等

特にターミナルビル等の周辺は、できるだけ郷土樹種を活用し、緑豊かな潤いのある空間を創出するよう努めること。

8 海岸

海岸は、海域と陸域との接点であり、海草、魚介類などを採取する場として人間生活に深い関わりを持つほか、自然とのふれあいや景観を楽しむための場でもある。

海岸は、島しょ県沖縄の景観を特徴づける重要な景観資源であることから、施設の整備に当たっては、イノーや潮間帯などの自然環境の保護・保全に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮して進める必要がある。

(1) 堤防、護岸

周辺景観との調和に配慮するとともに、海とのふれあいが可能となるよう親水性の確保についても考慮すること。

また、構造、形態、意匠等については、単調さを避けるよう配慮するとともに、できるだけ地域性のある素材の活用に努めること。

(2) 海浜

自然海浜はできるだけ保全するとともに、人工海浜を整備する場合は、現況を十分に検討し、生態系を含む自然に配慮した整備に努めること。

9 公園・緑地

公園・緑地は、自然とのふれあいの場、憩いの場、訪れる人々の交流の場として広く利用される施設であり、自然公園と都市公園等に分けられる。

公園・緑地の整備に当たっては、それぞれの地域の自然や歴史、文化を生かしながら、より良好な地域環境を創造するという観点に立って進める必要がある。

(1) 施設

遊歩道、休憩所、遊具、標識、垣、柵さく等の設置に当たっては、できるだけ地域性のある自然素材の活用を図るとともに、自然公園においては周辺景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩等とし、都市公園等においては景観の向上を図るよう工夫した形態、意匠、色彩等とすること。

(2) 建築物・工作物

管理棟、集会場等の建築物や工作物の設置に当たっては、自然公園においては緑や地形との調和に配慮した位置、形態、意匠、色彩等とし、都市公園等においては地域の景観特性に配慮した形態、意匠、色彩等を工夫することにより、周辺景観との調和に努めること。

(3) 緑の保全と緑化

既存の緑地はできるだけ保存するとともに、緑化に当たっては、自然公園においては自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和のとれた樹種の選定等に配慮し、都市公園等においては四季を通して潤いと味わいのある景観をつくり出すような樹種の選定等に配慮すること。

10 公共建築物等

公共建築物は、地域の中核的施設であり、地域住民の生活と大きな関わりを持っている。したがって、公共建築物は開放的で明るく、親しみのある施設とするとともに、地域の景観と調和した潤いと安らぎに満ちた施設とする必要がある。

(1) 位置

ア 景観形成上重要な山、海岸、河川、歴史的建造物、史跡等に対する主要な展望地からの眺望をできるだけ妨げないような位置とするよう努めること。

イ 山^{りょう}稜の近傍にあっては、稜^{りょう}線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とするよう努めること。

ウ 道路境界線及び隣地境界線からできるだけ後退した位置とし、ゆとりのある空間構成を図ること。

エ 敷地内の樹木を修景に生かすよう配慮した位置とするよう努めること。

(2) 形態

ア 周辺の建築物や景観との調和に配慮し、全体的に違和感のない、まとまった形態とするよう努めること。

イ 建築物の印象を決定づける屋根の形態は、特に周辺景観との調和に努めること。

ウ 建築物の用途を考慮し、必要があれば地域のシンボルとなるよう工夫すること。

(3) 意匠

ア 全体的にまとまりがあり、地域にふさわしい落ち着いた雰囲気を感じさせる意匠とし、周辺景観との調和に努めること。

イ 大規模な建築物については、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、道路等の公共空間や歩行者等に圧迫感を与えないよう努めること。

ウ 高架水槽等建築物本体に附属する部分は、防災・安全性及び機能に支障のない範囲内で、できるだけ主要な展望地又は道路から見えない位置に設置するとともに、建築物本体と一体化し、又は調和したものとなるよう努めること。

(4) 色彩

ア 落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に努めること。

イ 自然景観が背景の大部分を占める場合は、周辺の色調や建築物等の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。

ウ 屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和に努めること。

(5) 素材

- ア 耐久性及び維持管理に優れ、周辺景観との調和に配慮した素材の使用に努めること。
- イ 地域の景観特性を特徴づける素材の活用に努めること。

(6) 敷地の緑化

- ア 敷地内は、できるだけ緑化に努めること。

なお、植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫するなど、周辺景観との調和に配慮するとともに、潤いのある空間の創出を図ること。

- イ 市街地においては、四季を通して潤いと味わいのある景観をつくり出すような樹木による緑化に努めること。

(7) その他

- ア 附属施設（車庫、倉庫、污水处理施設等）

周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた形態、意匠、色彩等とするよう努めること。

- イ 外構（垣、柵、塀、門等）

周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた形態、意匠、色彩等とし、生け垣を設けるなど自然素材の活用に努め、潤いのある空間の創出に努めること。

- ウ 駐車場

自然素材の活用や緑化等に努めること。

- エ 電柱、電線路等

できるだけ地下埋設方式とすること。やむを得ず地下埋設方式にできない場合には、形態の簡素化を図るなど目立たないよう工夫すること。

11 用地造成等

公共建築物のための敷地の造成、ほ場整備、埋立等に当たっては、周辺環境へ与える影響を考慮し、周辺景観との調和に配慮して進める必要がある。

(1) 形状

できるだけ現況の地形を生かし、大規模な擁壁や法面^{のり}が生じないように努めること。

(2) 緑化

できるだけ自然植生と調和した緑化等により修景すること。